

閱覽用

平成 30 年 7 月 20 日

第 7 回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第7回 二本松市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成30年7月20日(金) 午後3時00分から午後4時4分
- 2 開催場所 二本松市役所 正庁
- 3 出席した委員

会長 35番 武藤 良一

会長職務代理者 1番 奥平 貢市

1番 奥平 貢市	2番 佐藤 喜八	3番 武藤 栄利
5番 野地 太郎	6番 安齋 吉浩	7番 菅野 達雄
8番 佐藤 信喜智	9番 安齋 栄	10番 鈴木 春雄
11番 高宮 文作	12番 石川 重彦	13番 平 義一
14番 菅野 洋一	15番 佐久間 敏	16番 三浦 喜周
17番 安齋 康夫	18番 佐藤 幸雄	19番 菅野 誠治
20番 松本 正典	21番 渡辺 久	22番 安齋 敏明
23番 堀川 英二	24番 佐藤 勝則	25番 安齋 喜八
26番 中山 博之	28番 菊地 安夫	29番 菅野 富子
30番 本多 芳司	31番 服部 栄一	32番 菅野 保治
33番 鈴木 賢一	34番 武藤 一夫	35番 武藤 良一

4 欠席委員

25番 安齋 喜八 委員

5 遅参委員 なし

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 会議書記の指名

第4 報告第3号 農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用
施設等の届出について

第5 議案第48号 現況確認証明申請について

第6 議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について

第7 議案第50号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第8 議案第51号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第9 議案第52号 農地法第4条の規定による許可処分の取消願出につ
いて

第10 議案第53号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計
画の承認について(利用権貸借)

第11 議案第54号 二本松市農業委員会会議規則の一部改正について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 菊地秀子 農地係長 野地 通 農地係 相川 誠

8 会議の概要

議長（武藤良一）会長 委員会に先立ちまして委員の皆様申し上げます。

携帯電話はマナーモード又は電源オフにされますようお願いいたします。

また、委員会での説明は、簡潔にお願いします。

議長（武藤良一）会長　これより、平成30年第7回二本松市農業委員会を開会いたします。

（宣告　午後3時00分）

議長（武藤良一）会長　委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、33名中、32名で定足数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、25番 安齋 喜八 委員より欠席の旨報告がありましたので、ご報告いたします。

議長（武藤良一）会長　それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（武藤良一）会長　それでは、11番 高宮 文作 委員、12番 石川 重彦 委員の両名を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本総会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（武藤良一）会長　異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、会議書記の指名 会議書記には、事務局職員 菊地 秀子さんと野地 通君を任命します。

議案の個人情報の扱いについてであります。個人情報保護の観点から、取扱には十分注意いただきますようお願いいたします。

それでは日程第4、

報告第3号 「農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用施設等の届出について」を議題といたします。

事務局の報告を求めます。

(事務局報告)

事務局の報告が終わりました。

只今の事務局の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

よろしいですか。以上で報告第3号についての報告を終わります。

それでは日程第5、

議案第48号 「現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

(事務局説明)

議長(武藤良一)会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

28番（菊地安夫）委員

議案第48号番号1について、7月9日午前中事務局2名、担当委員菊地、菅野洋一委員、安齋康夫委員で現地調査を行いました。申請どおりやむを得ないであろうとの意見が多数でしたので報告いたします。皆様の意見、審議よろしくをお願いいたします。

17番（安齋康夫）委員

議案第48号の2、3、4について調査内容の報告をいたします。7月9日に菅野委員、菊地委員、事務局から局長の菊地さん、森島さんと私の5人で現地を確認して参りました。内容は事務局説明のとおりであります。原野というよりもどちらかという山林に近い状況でございます。やむを得ないと判断いたしましたので皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。

21番（渡邊 久）委員

議案第48号5番について説明いたします。去る6月22日、三浦喜周委員、中山博之委員、菊地局長、森島さん、私の5名で現地調査をまいりました。結果は事務局説明のとおりであります。[REDACTED]さんのお母さんが茂原出身ということで、この地番をもっていたということでございます。確かに養蚕時代はやっておりましたが、それ以降はやっていないということで原野、というよりももう山林化しているという状態です。皆さんのご審議をよろしくをお願いいたします。

5番（野地太郎）委員

議案第48号の6番について調査内容の報告をいたします。6月の22日に安齋栄委員と鈴木春雄委員と事務局の野地係長、森島さんの5人で現地を確認して参りました。水利も悪く周りも山林に近い状況なので原野でやむなしと判断して参りました。皆さんのご審議をよろしくお願ひしたいと思います。

議長（武藤良一）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

本議案中6について 番 委員が議案に関係がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与できないこととなっています。

よって、関係する委員を除斥して審議することといたします。

議長（武藤良一）会長 まず、議案第48号1から5について、事務局並びに担当委員の報告に対する質問、意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（武藤良一）会長 それでは議案第48号1から5について採決いたします。

議案第48号1から5について原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（武藤良一）会長 全員賛成ですので、議案第48号1から5については、原案のとおり判定することに決定いたしました。

次に議案第48号6について審議いたします。

■番 ■ 委員の除斥を求めます。

(■番 ■ 委員 退席)

議長(武藤良一)会長 これより、議案第48号6についての質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長(武藤良一)会長 それでは採決いたします。

議案第48号6について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(武藤良一)会長 全員賛成ですので、議案第48号6については、原案のとおり判定することに決定いたしました。

■番 ■ 委員の除斥を解きます。

(■ 着席)

議長(武藤良一)会長 報告いたします。議案第48号6については、原案のとおり判定することに決定いたしました。

次に日程第6、

議案第49号 「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

(事務局説明)

議長（武藤良一）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

28番（菊地安夫）委員

議案第49号番号1について只今事務局の説明内容とおりで。7月14日、譲渡人■■■■氏に会い、内容を確認し、同日譲受人■■■■氏に現地にて会い内容を確認いたしました。特に問題なく許可相当であると思います。皆さんの審議お願いいたします。

33番（鈴木賢一）委員

議案の第49号の2について調査結果を報告いたします。去る7月の16日に両者に会いまして説明を受けました。市道の拡幅により残地が残ったということで、有償により代替農地として取得したいということでありまして、市の事業でありますので特に問題ないのかなと思っております。皆様の審議よろしくをお願いいたします。以上です。

21番（渡邊 久）委員

議案第49号番号3について調査結果を報告いたします。7月の14、譲受人の■■■■さんのお母さん、実家にいますので■■■■さんにお会いしまして話を伺ってまいりました。内容は事務局説明とおりであります。7月15日に■■■■さん及び■■■■さんに電話で確認いたしました。■■■■さん

説明のとおり間違いがないということでありました。先ほど議案の48号でありました譲渡人の■■■■■さんのお母さんが■■■■■さんの実家の出であります。その関係でこういう形になっております。何ら問題ないと思われまますので皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

7番（菅野達雄） 委員

議案第49号の4について調査結果の報告をいたします。7月14日の日、■■■■■さんと■■■■■さんに電話で連絡したところ、■■■■■さんがなかなか連絡つかないで、病気のため入院していて出られないということでありました。農業委員と■■■■■さんに任せるとのことでありました。■■■■■さんは新規農業で太田道場、ここは西谷地区でありますが新規農業で農地を借りて農業を営んでおります。西谷地区で農業をやるのにいろいろな土地を求め、住宅を求めているところでありますので、事務局の説明のとおり新しい農業をやるということで頑張ってくれている次第であります。皆さんのご審議をよろしくお願ひいたします。以上報告を終わります。

議長（武藤良一）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問、意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（武藤良一）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第49号1から4について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(武藤良一)会長 全員賛成ですので、議案第49号1から4については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第7

議案第50号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

(事務局説明)

議長(武藤良一)会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

14番(菅野洋一)委員

50号の1番について調査結果の報告をいたします。去る15日に■■■■さんと現地にて確認をしてまいりました。ただいまの事務局説明とおりで20年前にプレハブをもらって家の前の畑に建ててそのままになってしまった。大変申し訳なかったということで顛末書も出ておりますのでやむを得ないのかなというふうに思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

17番(安齋康夫)委員

議案第50号の番号2について調査内容を報告いたします。7月の16日に

申請人の■■■■さんと連絡を取りまして聞き取り調査を行って現地を確認してまいりました。内容につきましては事務局説明とおりであり、大変申し訳なかったと顛末書もございまして、私としてはやむを得ないのかなと判断をいたしましたので、皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

議長（武藤良一）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問、意見を許します。

質問、意見ございませんか。

16番（三浦喜周）委員

このところで行政書士の■■■■さんという方、ずっと前から気づいていたんですが、顛末書をつけて出すとか事後申請の時によく名前の出てくる人なんです。この前実は私担当で、■■■■の時も、■■■■の代理人としてこの■■■■さんという方がお見えになったんですけども、1番と2番の申請の時に農業委員会の事務局に来たのはどなただったんでしょうか。

事務局 ただいまの三浦喜周委員からの質問に対して、まず農地法第4条の番号1については最初から■■■■行政書士が相談に来局されています。その時点では土地所有者から依頼を受けて農業委員会の方に相談にいらっしゃったということだと思います。番号2については、一番最初は■■■■さん本人が相談にいらっしゃいました。その時にはまだ太陽光発電設備は設置しておらず、手続きの方法についてどのようにした方がいいのかということで相談にいらっ

しゃいました。農業委員会としては転用許可が必要だということも伝えてお帰りになったんですけれども、その後来局された際にはもう違反状態になっていて、手続きが必要ですよと回答したら [REDACTED] 行政書士に依頼されて手続きを行ったということであります。 [REDACTED] さんについてはこちらで指導したうえで違反になってしまったんですけれども、本人としては太陽光発電のほうで東北電力と経済産業省の手続きが済めばもう太陽光発電を設置してもよいと自分の中で勘違いしてしまったという部分があって、太陽光のほうの関係の書類を全部終わったから設置してしまった。設置してから農業委員会に来れば手続きをして正式に完了だということ勘違いしていたということです。そのような次第です。

議長（武藤良一）会長 よろしいですか。その他ございませんか。

ないようでございますので、それでは採決いたします。

議案第50号1、2について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（武藤良一）会長 全員賛成ですので、議案第50号1、2については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第8

議案第51号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

(事務局説明)

議長(武藤良一)会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

28番(菊地安夫)委員

議案第51号番号1について、ただいま事務局の説明とおりであります。7月16日、譲渡人■■■■氏に会い内容を確認し、同日譲受人■■■■氏に現地にて内容を確認いたしました。特に問題なく許可適当であると思います。皆さんの審議お願いいたします。

14番(菅野洋一)委員

51号の2番、3番、4番について調査報告をいたします。去る15日に■■■■さんと会いまして現地を確認しました。また、■■■■さんは都合により電話で確認しましたが、事務局説明どおり何ら問題なく許可適当と思います。

3番についてですが、■■■■さんと現地を確認してまいりました。これは前にも上がっておりました、一時転用をしていた土地でございますが、今回道路として正式に使うということで正式な転用をするということでございますので問題なく許可適当かと思えます。

4番についてですが、■■■■さんと会いまして現地を確認してまいりました。これ畑でございますが、■■■■にはもう全部山林になっておりまして山でありまして、ここに太陽光を作るということでございますので問題なく許可適当かなと

思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

31番（服部栄一）委員

議案第51号5と6番が担当が一致しておりますので一括してご報告申し上げます。番号5でございますが、7月の18日■■■■氏宅を訪問しまして、現地を確認しそして遠方であるので■■■さんにつきましては電話で確認しました。内容につきましては事務局報告のとおりでございます。隣地まで転用されまして住宅が建っている地域でありますので何ら問題ないと判断して参りました。

次に番号6でございますが、■■■■さんは今入院中ということで、息子さんに確認して、■■■さんについても確認を申し上げました。■■■さんと■■■さんは親子でございますが、今住宅に入っているわけでございますが、今度自宅の近くに家を構えたいということで申請が出たものでございます。内容については事務局の説明のとおりでございます。現地を確認したところ第1種農地とは言いましても、住宅がどんどん建っている地域でございますので上水道も完備されておりまして、何ら問題のない土地と判断して参りました。皆さんのご審議をよろしく申し上げます。以上でございます。

9番（安齋 栄）委員

議案第51号番号7について調査内容をご報告いたします。15日の日貸付人であります■■■■氏、借受人であります■■■■氏に連絡をして、■■■氏は仕事の関係で出れないということで電話で内容を確認しました。それで父親

の■■■さんが立ち会ってくれるということで現地を確認し、また聞き取り説明を受けました。転用目的、転用理由は事務局説明とおりです。なお、■■■さんと■■■さんの実家は隣同士でまた本家分家の間柄です。私としては何ら問題なく許可適当と判断いたしました。皆様方の審議よろしく申し上げます。

10番（鈴木春雄）委員

議案第51号8番について現地調査の結果を報告いたします。7月14日、譲渡人■■■さんと譲受人■■■さんに現地で会いまして現地を確認いたしました。お二人は親子の関係であります。■■■さんは自宅の近くの市営住宅に住んでおりますが、仕事の都合で時間が取れないということでしたので出勤前に現地だけ立ち会いをお願いしました。申請内容につきましては■■■さんが説明するというので自宅に伺いまして聞き取り調査、字切図による地番調査・面積確認を行い確認いたしました。転用目的、転用理由につきましては事務局説明のとおりであります。私としては許可適当と思いますので皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

6番（安齋吉浩）委員

議案第51号9番について調査結果を報告いたします。譲渡人■■■さんとは会社員のため7月16日海の日に現地にて聞き取りをいたしました。譲受人の■■■■■■■■■■の会長■■■さんとは7月18日水曜日現地にて聞き取り、確認をいたしました。転用理由については事務局説明のとおりです。申請地は併用地と同じくほぼ平坦ですので、そこをアスファルト舗装

にして回転場として使いたいと。汚水の発生もないということで私としては問題なく許可適当と思いますが、皆様のご審議よろしくをお願いします。

32番（菅野保治）委員

議案第51号番号10について調査結果の内容を報告いたします。去る7月16日の夕方、譲渡人である■■■■さん、■■■■さんと、譲受人の■■■■君と現地において確認をいたしました。この土地は現在ある駐車場の道路を挟んで反対側ということで、事務局説明とおりであります。■■■■さんについては丁度亡くなってしまったということで、娘さんが今まで面倒見ていたわけですが、葬儀中であつたんですが娘さんとちょっと会って話を伺ってまいりました。事務局説明のとおり間違いのないとこのことであります。私としては許可適当であろうと思いますが、皆様方の判断よろしくをお願いします。

議長（武藤良一）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問、意見を許します。

質問、意見ございませんか。

28番（菊地安夫）委員

番号2と番号4と番号5番の取引価格を差支えなかったら教えてください。

事務局 番号2については売買代金■■■■円です。番号2は売買代金■■■■円。番号4については売買代金■■■■円です。番号4については売買代金■■■■円。番号5については売買代金■■■■円です。番号5に

については売買代金 円。以上です。

議長（武藤良一）会長 そのほかございませんか。

（意見なし）

議長（武藤良一）会長 それでは採決いたします。

議案第51号1から10について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（武藤良一）会長 全員賛成ですので、議案第51号1から10については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第9

議案第52号「農地法第4条の規定による許可処分取消願出について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

（事務局説明）

議長（武藤良一）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

19番（菅野誠治）委員

この方は先月現況確認でかなりの土地を原野または山林にしたんですが、今度は逆の転用を取り消すということで、設備業を二本松の西池でやっております。先週の土曜日に午後3時半頃落ち合いまして現地を確認いたしました。

6月4日現況確認に委員3人と事務局から来ていただきまして、車を止めてみたところということでありまして、現在はジャガイモが2本畝とネギが作ってありました。転用は車庫を建てる、あるいは資材置き場にするということ転用を認めたんですが、農業用畑として野菜を作りたいということございまして、農業をやっていただけるのならなおいいんではないかと思ひまして、ぜひ許可していただくよう皆さんにお願いしたいと思ひます。

議長（武藤良一）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問、意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（武藤良一）会長 それでは採決いたします。

議案第52号について、原案のとおり許可を取り消すことに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（武藤良一）会長 全員賛成ですので、議案第52号については、原案のとおり許可を取り消すことに決定いたしました。

次に日程第10、

議案第53号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 利用権貸借」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

(事務局説明)

議長(武藤良一) 会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長(武藤良一) 会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第53号1から8について原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(武藤良一) 会長 全員賛成ですので、議案第53号1から8については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第11、

議案第54号「二本松市農業委員会会議規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

(事務局説明)

議長(武藤良一) 会長 以上で事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長(武藤良一)会長　それでは採決いたします。

議案第54号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長(武藤良一)会長　全員賛成ですので、議案第54号については、原案のとおり決定いたしました。

議長(武藤良一)会長　以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、平成30年第7回二本松市農業委員会を閉会いたします。

(宣告　午後4時4分)

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

平成30年7月20日

二本松市農業委員会

議 長 武藤 良一

署 名 委 員 高宮 文作

署 名 委 員 石川 重彦